

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の
一部を改正する法律 [概要]

(平成 25 年法律第 72 号、平成 25 年 7 月 3 日公布、平成 26 年 1 月 3 日施行)

1 適用対象の拡大

生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、この法律を準用すること。

2 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行すること。
- (2) その他所要の規定の整備を行うこと。